

創立総会の資料

と き 平成21年4月24日(金) 午後3時30分

ところ 宮崎県宮崎市別府町2番12号
(株)宮崎建友会館 2階大会議室

宮崎地区建設協同組合

宮崎地区建設協同組合創立総会

会 次 第

とき 平成 21 年 4 月 24 日(金)午後 3 時 30 分～

ところ (株)宮崎建友会館 2 階大会議室

1. 開 会
2. 定 足 数 確 認
3. 発 起 人 代 表 挨 拶
4. 議 長 選 出
5. 議 案 審 議
 - (1) 定款並びに規約制定の件
 - (2) 初年度及び次年度の事業計画決定の件
 - (3) 初年度及び次年度の収支予算並びに経費の賦課徴収方法決定の件
 - (4) 役員報酬決定の件
 - (5) 借入金残高の最高限度額決定の件
 - (6) 手数料の最高限度決定の件
 - (7) 創立総会において選出された役員の任期決定の件
 - (8) 取引金融機関決定の件
 - (9) 創立費の額及びその償却方法決定の件
 - (10) 役員選出の件
 - (11) 組合事務所の所在地決定の件
 - (12) 関係団体への加入決定の件
 - (13) 字句の一部修正委任の件
6. 閉 会

第1号議案 定款並びに規約制定の件

(原 案)

別添(P7~P20)のとおり

第2号議案 初年度及び次年度の事業計画決定の件

(原 案)

別添(P21~P24)のとおり

第3号議案 初年度及び次年度の収支予算並びに経費の賦課徴収方法決定の件

(原 案)

別添(P25~P26)のとおり

経 費 の 賦 課 徴 収 方 法

本組合初年度の賦課金の総額は金810,000円、次年度の賦課金の総額は金810,000円とし、次の方法により徴収する。

1. 賦 課 率

(1) 一般賦課金

平 等 割 1人当たり年額10,000円

2. 徴収の方法

その期の6月末日までに徴収する。

第4号議案 役員報酬決定の件

(原 案)

初年度

理事 30,000円/一人

総額 360,000円以内

監事 30,000円/一人

総額 60,000円以内 とする。

次年度

理事 30,000円/一人

総額 360,000円以内

監事 30,000円/一人

総額 60,000円以内 とする。

第5号議案 借入金残高の最高限度額決定の件

(原 案)

初年度 10,000,000円

次年度 10,000,000円とする。

第6号議案 手数料の最高限度決定の件

(原 案)

1㎡当たり500円を最高限度とし、具体的には理事会において定める。

第7号議案 創立総会において選出された役員の任期決定の件

(原 案)

中小企業等協同組合法第36条第3項の規定により、就任後第1回目の通常総会(平成22年度開催)終結時までとする

【中小企業等協同組合法(抜粋)】

(役員任期)

第36条 理事の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

2 監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。

3 設立当時の役員任期は、前二項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

4 前三項の規定は、定款によって、前三項の任期を任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

5 前三項の規定にかかわらず、監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、監事の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

第8号議案 取引金融機関決定の件

(原 案)

株式会社宮崎太陽銀行本店

株式会社宮崎銀行宮崎駅前支店とする。

第9号議案 創立費の額及びその償却方法決定の件

(原 案)

創立費の額 金100,000円以内とする。

償却方法 初年度で全額償却する。

第10号議案 役員選出の件

本組合の役員たる理事12名及び監事2名を選出する

役員名簿

役職名	氏名
代表理事(理事長)	
副理事長	
副理事長	
理 事	
理 事	
理 事	
理 事	
理 事	
理 事	
理 事	
理 事	
理 事	
監 事	
監 事	

第11号議案 組合事務所の所在地決定の件

第12号議案 関係団体への加入決定の件

(原 案)

本組合は、設立後次の団体に参加する

(1) 宮崎県中小企業団体中央会

第13号議案 字句の一部修正委任の件

組合設立認可申請に当たって、本文の趣旨に反しない字句の修正を発起人に一任する。

宮崎地区建設協同組合定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本組合は、宮崎地区建設協同組合と称する。

(地 区)

第3条 本組合の地区は、宮崎県宮崎市及び宮崎郡の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を宮崎県宮崎市に置く。

(公告方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

(規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 組合員の取り扱う資材の共同購買

- (2) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
 - (3) 組合員の福利厚生に関する事業
 - (4) 前各号の事業に附帯する事業
- 2 前項第3号の規定により慶弔見舞金を支給する場合の給付金額は10万円を超えてはならないものとする。

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 建設業法に基づく建設業の許可を得て建設業を行う事業者であること
- (2) 組合の地区内に事業場を有すること

(加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払戻し)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第15条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第16条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第14条（脱退者の持分の払戻し）の規定を準用する。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第18条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名又は名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数）及び住所又は居所

- (2) 加入の年月日
- (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日
- 2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。
- 4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。
 - (1) 氏名及び名称（法人組合員にあつては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき
 - (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
 - (3) 資本金の額又は出資の総額が金3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えたとき

(過怠金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員
- (2) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

(会計帳簿等の閲覧等)

第20条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第21条 出資1口の金額は、50,000円とする。

(出資の払込み)

第22条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第23条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利14.6%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第24条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当たっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第25条 役員の数、次のとおりとする。

(1) 理事 10人以上12人以内

(2) 監事 1人又は2人

(役員の任期)

第26条 役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

(2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外理事)

第27条 理事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、3人を超えることができない。

(理事長及び副理事長の選出)

第28条 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とし、理事会において選出する。

(代表理事の職務等)

第29条 理事長を代表理事とする。

2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

- 4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。
- 5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。
- 6 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

- 第30条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。
- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

- 第31条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

- 第32条 役員は、総会において選挙する。
- 2 役員選挙は、単記式無記名投票によって行う。
 - 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
 - 4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
 - 5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
 - 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(理事及び監事の報酬)

- 第33条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(顧問)

- 第34条 本組合に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

- 第35条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

- 2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。
- 3 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て本組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(職員)

第36条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第37条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第38条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

- 2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所)に宛てて行う。
- 3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
- 4 本組合は、希望する組合員に対しては、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。
- 5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所(電子メールアドレスを含む。)」と読み替えるものとする。
- 6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める(以下同じ。)
- 7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

(臨時総会の招集請求)

第39条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

- 2 組合員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第40条 組合員は、第38条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

- 2 代理人が代理することができる組合員の数は、1人とする。
- 3 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。

(総会の議事)

第41条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可同数のときは、議長が決する。

(総会の議長)

第42条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。

(緊急議案)

第43条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第38条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第44条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第45条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

- 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 招集年月日
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (4) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
 - (5) 出席理事の氏名
 - (6) 出席監事の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）

(10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要

(11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

(理事会の招集権者)

第46条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第47条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 本組合は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

(理事会の決議)

第48条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事は、書面により理事会の議決に加わることができる。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議決事項)

第49条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第50条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 招集年月日

(2) 開催日時及び場所

(3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法

(4) 出席理事の氏名

(5) 出席監事の氏名

(6) 出席組合員の氏名

(7) 議長の氏名

(8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名

(9) 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）

(10) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要

(11) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要

(12) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）

招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合

①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

組合員の請求を受けて招集されたものである場合

③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

①の事項の提案をした理事の氏名

理事会の決議があったものとみなされた日

議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

- (2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項
- 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - 理事会への報告を要しないものとされた日
 - 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(委員会)

第 51 条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第 52 条 本組合の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(法定利益準備金)

第 53 条 本組合は、出資総額の 2 分の 1 に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金（ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第 55 条及び第 56 条において同じ）の 10 分の 1 以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本準備金)

第 54 条 本組合は、減資差益（第 14 条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。）は、資本準備金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第 55 条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の 10 分の 1 以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(法定繰越金)

第 56 条 本組合は、第 7 条第 1 項第 2 号の事業（教育情報事業）の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の 20 分の 1 以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第 57 条 毎事業年度の利益剰余金(毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額)に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、第 53 条の規定による法定利益準備金、第 55 条の規定による特別積立金及び前条の規定による法定繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第 58 条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

- 2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年 1 割を超えないものとする。
- 3 配当金の計算については、第 24 条第 2 項(持分)の規定を準用する。

(損失金の処理)

第 59 条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序に従ってするものとする。

(職員退職給与の引当)

第 60 条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする。

附 則

- 1 設立当時の役員の任期は、第 26 条の規定にかかわらず、最初の通常総会の終結時までとする。
- 2 最初の事業年度は、第 52 条の規定にかかわらず、本組合の成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

宮崎地区建設協同組合共同購買事業規約

(目的)

第1条 この規約は、本組合が定款第7条第1号に掲げる事業（以下「共同購買事業」という。）を行うために必要な手続き、方法その他の事項について定め、もって共同購買事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(購買品目)

第2条 本組合は、次に掲げるものを共同購買する。

(1)生コンクリート

(2)その他、組合員の多数が希望するもので、理事会で共同購買を決定したもの。

(供給品及び委託品)

第3条 前条に掲げるものは、本組合であらかじめ購買し、組合員の申し込みに応じて供給する（以下「供給品」という。）。

2 前条に掲げるものは、組合員の委託により購買し、供給する（以下「委託品」という。）。

(委託品購買申し込み)

第4条 組合員は、委託品の購買を申し込もうとするときは、品目、規格、数量その他必要な事項を記載した書面を、本組合に提出しなければならない。

2 本組合は、委託品の購買に必要があるときは、申し込んだ組合員に対し、その代金の全部又は一部に相当する金額を、申し込みと同時に本組合に納入すべきことを請求することができる。

(賠償責任の範囲)

第5条 本組合は、本組合の責に帰することができない事由によって供給品及び委託品に生じた損害については、その責を負わないものとする。

(取引条件の決定)

第6条 供給品及び委託品の品種、数量、取引先その他購買に関する重要な事項は、あらかじめ理事会で決定する。

(供給品の価格)

第7条 供給品の供給価格は、理事会で決定する。

(供給契約)

第8条 本組合は、組合員との間に供給に伴う契約を書面により締結するものとする。

(手数料)

第9条 本組合は、第2条第1号に掲げる購買品目の購買手数料としては、購買数量(1㎡)に対し500円以内を組合員から徴収する。

2 本組合は、第2条第2号に掲げる購買品目の購買手数料としては、理事会で決定し、組合員から徴収する。

(代金等の請求)

第10条 供給品及び委託品の代金並びに購買手数料その他購買に要した費用(以下「代金等」という。)は、毎月末日に締め切り、各組合員に請求する。

(代金等の納入)

第11条 組合員は、前条の請求を受けたときは、遅滞なく、その代金等を本組合に納入しなければならない。

2 組合員は、前項の代金等の支払いを現金によるものとし、その支払期日は、請求した当月25日(金融機関休業日は翌営業日)とする。

3 組合員は、代金等の納入のため本組合に支払いを怠ったときは年14.6%の割合による延滞金を本組合へ納入しなければならない。

(事業利用の拒否)

第12条 本組合は、組合員が次の各号の一つに該当するときは、供給品及び委託品の供給を停止し、一切の債務について期限の利益を喪失させることができる。

(1) 前条第1項及び第2項に違反したとき

(2) 前条第3項に該当したとき

(3) 資産、信用状態が著しく悪化し、本規約の完全なる履行ができないと理事会において認めたとき

(4) その他本規約に違反したとき

2 供給の停止及び期限の利益の喪失処分を受けた場合でも、当該組合員が理事会で認める債務補償等を講じたときは、本組合は処分を解除することができる。

(その他)

第13条 この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

付 則

この規約は、本組合成立の日から施行する。

初年度における事業計画書

平成21年5月 1日から

平成22年3月31日まで

宮崎地区建設協同組合

I 事業方針

厳しい建設業界の将来展望の中で社会資本充実のための担い手としての自覚に立ち、技術の向上と合理化によって経営の安定を図り、以って地域社会発展に貢献することを運営の目標とする。

II 事業計画

(1) 共同購買事業

組合員が必要とする生コンクリートを共同購買する。

イ 内 容

品 目	取扱高(m ³)	購買高(円)	売上高(円)	備 考
生コンクリート	15,000	172,500,000	180,000,000	購買単価 11,500円/m ³ 販売単価 12,000円/m ³
計	15,000	172,500,000	180,000,000	

ロ 共同購買の必要性と効果

主要な建設資材である生コンクリートを共同購買することによって、その品質の確保と適正価格を維持することができ、組合員企業の運営に寄与できる。

ハ 運転資金計画

事業の運営に必要な資金は、1 m³当り500円の事業収入を充てる。

(2) 教育及び情報の提供に関する事業

この事業は、組合員等に対し経営管理及び技術の向上を図るため、次の講習会並びに情報の提供をすることにより行う。

なお、この事業は賦課金収入及び共同購買事業収入により行う。

組合員の事業経営に関する講習会 年1回

組合員及び従業員を対象にした技術研修会 年1回

(3) 福利厚生に関する事業

この事業は、親睦会・研修旅行等の開催や見舞金の支給により行う。

なお、この事業は賦課金収入及び共同購買事業収入により行う。

組合員の親睦を図るための親睦会・研修旅行・レクレーション
各年1回

組合員等の死亡、傷害事故に対する見舞金を下表のとおり支給する。

項目	内容	金額
死亡	組合員	30,000 円
	組合員の配偶者	20,000 円
	直系尊属(父母、子)	20,000 円
傷害事故	組合員 入院2週間以上	10,000 円

組合の借入金残高の最高限度額 10,000,000 円

次年度における事業計画書

平成22年4月 1日から

平成23年3月31日まで

宮崎地区建設協同組合

I 事業方針

厳しい建設業界の将来展望の中で社会資本充実のための担い手としての自覚に立ち、技術の向上と合理化によって経営の安定を図り、以って地域社会発展に貢献することを運営の目標とする。

II 事業計画

(2) 共同購買事業

組合員が必要とする生コンクリートを共同購買する。

イ 内 容

品 目	取扱高(m ³)	購買高(円)	売上高(円)	備 考
生コンクリート	16,500	189,750,000	198,000,000	購買単価 11,500円/m ³ 販売単価 12,000円/m ³
計	16,500	189,750,000	198,000,000	

ロ 共同購買の必要性と効果

主要な建設資材である生コンクリートを共同購買することによって、その品質の確保と適正価格を維持することができ、組合員企業の運営に寄与できる。

ハ 運転資金計画

事業の運営に必要な資金は、1 m³当り500円の事業収入を充てる。

(2) 教育及び情報の提供に関する事業

この事業は、組合員等に対し経営管理及び技術の向上を図るため、次の講習会並びに情報の提供をすることにより行う。

なお、この事業は賦課金収入及び共同購買事業収入により行う。

組合員の事業経営に関する講習会 年1回

組合員及び従業員を対象にした技術研修会 年1回

(3) 福利厚生に関する事業

この事業は、親睦会・研修旅行等の開催や見舞金の支給により行う。

なお、この事業は賦課金収入及び共同購買事業収入により行う。

組合員の親睦を図るための親睦会・研修旅行・レクレーション
各年1回

組合員等の死亡、傷害事故に対する見舞金を下表のとおり支給する。

項目	内容	金額
死亡	組合員	30,000 円
	組合員の配偶者	20,000 円
	直系尊属(父母、子)	20,000 円
傷害事故	組合員 入院2週間以上	10,000 円

組合の借入金残高の最高限度額 10,000,000 円

初年度における収支予算書(見積損益計算書)

平成21年 5月 1日から
平成22年 3月31日まで

宮崎地区建設協同組合

収 入 の 部		
科 目	金 額	摘 要
I 事業収入		
1. 共同購買事業売上高	180,000,000	15,000m ³ ×12,000円/m ³
事業収入計	180,000,000	
II 賦課金等収入		
1. 一般賦課金収入	810,000	平等割 81社×10,000円
賦課金等収入計	810,000	
III 事業外収入		
1. 事業外受取利息	3,000	
事業外収入計	3,000	
合 計	180,813,000	

支 出 の 部		
科 目	金 額	摘 要
I 事業費		
1. 共同購買事業費	172,500,000	15,000m ³ ×11,500円/m ³
2. 教育情報事業費	300,000	講習会 150,000円×2回
3. 福利厚生事業費	1,000,000	親睦会・レクレーション・見舞金
事業費計	173,800,000	
II 事業間接費及び一般管理費		
役員報酬	420,000	30,000×14名
職員給料手当	1,870,000	月額 170,000円×1人×11ヶ月分
福利厚生費	250,000	労災・雇用・健診・被服他
共済等掛金	132,000	月額12,000円 11ヶ月(中退共)
旅費交通費	385,000	月額 35,000円 11ヶ月分
通信費	110,000	月額 10,000円 11ヶ月分
器具備品費	110,000	月額 10,000円 11ヶ月分
賃借料	583,000	月額 53,000円 11ヶ月分 事務所賃貸料
会議費	154,000	理事会費 14,000円 11回分
交際費	220,000	月額 20,000円 11ヶ月分
関係団体負担金	100,000	中央会等関係団体に対する会費
租税公課	100,000	収入印紙他
水道光熱費	165,000	月額 15,000円 11ヶ月分
雑費	110,000	月額 10,000円 11ヶ月分
一般管理費計	4,709,000	
III 事業外費用		
創立費償却	100,000	創立費100,000円の一括償却
事業外費用計	100,000	
IV 予備費		
予備費	2,204,000	
合 計	180,813,000	

次年度における収支予算書(見積損益計算書)

平成22年 4月 1日から
平成23年 3月31日まで

宮崎地区建設協同組合

収 入 の 部		
科 目	金 額	摘 要
I 事業収入		
1. 共同購買事業売上高	198,000,000	16,500㎡×12,000円/㎡
事業収入計	198,000,000	
II 賦課金等収入		
1. 一般賦課金収入	810,000	平等割 81社×10,000円
賦課金等収入計	810,000	
III 事業外収入		
1. 事業外受取利息	3,000	
事業外収入計	3,000	
合 計	198,813,000	

支 出 の 部		
科 目	金 額	摘 要
I 事業費		
1. 共同購買事業費	189,750,000	16,500㎡×11,500円/㎡
2. 教育情報事業費	300,000	講習会 150,000円×2回
3. 福利厚生事業費	1,000,000	親睦会・レクレーション・見舞金
事業費計	191,050,000	
II 事業間接費及び一般管理費		
役員報酬	420,000	30,000×14名
職員給料手当	2,040,000	月額 170,000円×1人×12ヶ月分
福利厚生費	280,000	労災・雇用・健診・被服他
共済等掛金	144,000	月額 12,000円 12ヶ月(中退共)
旅費交通費	420,000	月額 35,000円 12ヶ月分
通信費	120,000	月額 10,000円 12ヶ月分
器具備品費	120,000	月額 10,000円 12ヶ月分
賃借料	636,000	月額 53,000円 12ヶ月分 事務所賃貸料
会議費	168,000	理事会費 14,000円 12回分
交際費	240,000	月額 20,000円 12ヶ月分
関係団体負担金	100,000	中央会等関係団体に対する会費
租税公課	250,000	法人税・県民税・市民税・収入印紙他
水道光熱費	180,000	月額 15,000円 12ヶ月分
雑費	120,000	月額 10,000円 12ヶ月分
一般管理費計	5,238,000	
III 事業外費用		
事業外費用計	0	
IV 予備費		
予備費	2,525,000	
合 計	198,813,000	